

## 議案第104号

山都町税等の徴収等の特例に関する条例及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

山都町税等の徴収等の特例に関する条例及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月4日提出

山都町長 坂本 靖也

### (提案理由)

本町は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第2条第1項に規定する地方公共団体情報システムを令和7年度中に導入し、令和8年4月1日から同システムによる本町基幹業務の処理を目指すこととして、令和6年第4回定例会において関係条例の整備について提案し、議決をいただいたところです。

一方、地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）第9条の2の規定により同システムの導入期限については、令和8年3月31日限りとされていましたが、本町を含め全国的に同期限までの導入が極めて困難な状況となったため、この度、同法が改正され、導入期限が令和13年3月31日までに延伸されました。

このような状況を背景に、関係する条例について改正を行う必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町税等の徴収等の特例に関する条例及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長

山都町条例第　　号

山都町税等の徴収等の特例に関する条例及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(山都町税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正)

第1条　山都町税等の徴収等の特例に関する条例（平成17年山都町条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(地方公共団体情報システム稼働日以後における町税等の賦課額の変更又は決定後の徴収方法)

2 本町において地方公共団体情報システム（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第2条第1項に規定するものをいう。）が稼働を開始した日以後における第2条各号の町税等の賦課額の変更又は決定に係るもの（徴収は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該地方公共団体情報システムを利用して出力された当該変更又は決定後の納期分の納税通知書により通知して行うものとする。）

(地方公共団体情報システム稼働日以後における督促手数料)

3 本町において地方公共団体情報システムが稼働を開始した日以後において発する督促状（当該地方公共団体情報システムを利用して出力されたものに限る。）に係る督促手数料については、第6条の規定にかかわらず、税条例第21条に定めるところによる。

（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第2条 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和6年山都町条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「令和8年4月1日」を「令和13年3月31日までの間ににおいて規則で定める日」に改める。

附則第3条中「令和8年度分」を「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度」に、「令和7年度分まで」を「施行日の前日の属する年度以前の年度分」に改める。

附則第4条及び第5条中「令和8年度分」を「施行日の属する年度」に、「令和7年度分まで」を「施行日の前日の属する年度以前の年度分」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【第1条】 山都町税等の徵収等の特例に関する条例(平成17年山都町条例第51号)新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則  この条例は、平成17年2月11日から施行する。	附 則  <u>(施行期日)</u>  1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。  <u>(地方公共団体情報システム稼働日以後における町税等の賦課額の変更 又は決定後の徵収方法)</u>  2 <u>本町において地方公共団体情報システム（地方公共団体情報システム の標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第2条第1項に規定するも のをいう。）が稼働を開始した日以後における第2条各号の町税等の賦 課額の変更又は決定に係るものの徵収は、第3条第1項の規定にかかわ らず、当該地方公共団体情報システムを利用して出力された当該変更又 は決定後の納期分の納税通知書により通知して行うものとする。</u>  <u>(地方公共団体情報システム稼働日以後における督促手数料)</u>  3 <u>本町において地方公共団体情報システムが稼働を開始した日以後にお いて発する督促状（当該地方公共団体情報システムを利用して出力され たものに限る。）に係る督促手数料については、第6条の規定にかかわ らず、税条例第21条に定めるところによる。</u>

【第2条】 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和6年山都町条例第29号)新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則 (施行期日)  <b>第1条</b> この条例は、 <u>令和8年4月1日</u> から施行する。ただし、第1条中山都町税条例第83条第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。	附 則 (施行期日)  <b>第1条</b> この条例は、 <u>令和13年3月31日までの間において規則で定める日</u> から施行する。ただし、第1条中山都町税条例第83条第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
第2条 (省略)  (町民税に関する経過措置)  <b>第3条</b> 第1条の規定による改正後の山都町税条例の規定中町民税に関する部分は、 <u>令和8年度分</u> 以後の年度分の町民税について適用し、 <u>令和7年度分まで</u> の町民税については、なお従前の例による。	第2条 (省略)  (町民税に関する経過措置)  <b>第3条</b> 第1条の規定による改正後の山都町税条例の規定中町民税に関する部分は、 <u>この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度</u> 以後の年度分の町民税について適用し、 <u>施行日の前日の属する年度以前の年度分</u> の町民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)  <b>第4条</b> 第1条の規定による改正後の山都町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、 <u>令和8年度分</u> 以後の年度分の固定資産税について適用し、 <u>令和7年度分まで</u> の固定資産税については、なお従前の例による。	(固定資産税に関する経過措置)  <b>第4条</b> 第1条の規定による改正後の山都町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、 <u>施行日の属する年度</u> 以後の年度分の固定資産税について適用し、 <u>施行日の前日の属する年度以前の年度分</u> の固定資産税については、なお従前の例による。
(国民健康保険税に関する経過措置)  <b>第5条</b> 第2条の規定による改正後の山都町国民健康保険税条例の規定中国民健康保険税に係る部分は、 <u>令和8年度分</u> 以後の年度分の国民健康保険税について適用し、 <u>令和7年度分まで</u> の国民健康保険税については、なお従前の例による。	(国民健康保険税に関する経過措置)  <b>第5条</b> 第2条の規定による改正後の山都町国民健康保険税条例の規定中国民健康保険税に係る部分は、 <u>施行日の属する年度</u> 以後の年度分の国民健康保険税について適用し、 <u>施行日の前日の属する年度以前の年度分</u> の国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 現行【令和6年12月制定整備条例（資料2）】

- ① 集合税方式→単税方式（特例条例の廃止）
- ② 固定資産税、軽自動車税の納期の変更  
(軽自動車税は令和7年度から)
- ③ 国民健康保険税の端数の処理、全期前納についての規定の追加
- ④ 施行日：令和8年4月1日

### 整備条例制定の理由

新システム移行による町税等の徴収方法を集合税方式から単税方式に変更するため。

## 改正内容【今回提出改正条例案】

- ① 新システム稼働後の賦課決定分に係る納税通知書、納付書及び督促状の発行並びに督促手数料の徴収について（第1条）
- ② 左記④の施行日の改正（第2条）

令和8年4月1日

▶ 規則で定める日

### 条例改正の理由

- ① 新システム稼働後（令和8年10月～）の納税通知書等は単税方式で発行する運用に切替わるため。
- ② 新システム移行期日の延伸

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例

(山都町税条例の一部改正)

第 1 条 山都町税条例（平成 17 年山都町条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 67 条第 1 項中「4 月 1 日から同月 30 日まで」を「5 月 1 日から同月 31 日まで」に改める。

第 83 条第 2 項中「4 月 11 日から同月 30 日まで」を「5 月 1 日から同月 31 日まで」に改める。

(山都町国民健康保険税条例の一部改正)

第 2 条 山都町国民健康保険税条例(平成 17 年山都町条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条に次の 1 項を加える。

3 国民健康保険税の各納期の納付額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期に係る納付額に合算するものとする。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(納期前の納付)

第 11 条の 2 国民健康保険税の納税義務者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中山都町税条例第83条第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

### (山都町税等の徴収等の特例に関する条例の廃止)

第2条 山都町税等の徴収等の特例に関する条例（平成17年山都町条例第51号）は、廃止する。

### (町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の山都町税条例の規定中町民税に関する部分は、令和8年度分以後の年度分の町民税について適用し、令和7年度分までの町民税については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

第4条 第1条の規定による改正後の山都町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度分以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

### (国民健康保険税に関する経過措置)

第5条 第2条の規定による改正後の山都町国民健康保険税条例の規定中国民健康保険税に係る部分は、令和8年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## ○山都町税等の徵収等の特例に関する条例

平成17年2月11日

条例第51号

## (趣旨)

第1条 この条例は、納税義務者の町税等の納入を容易にするため山都町税条例（平成17年山都町条例第49号。以下「税条例」という。）及び山都町国民健康保険税条例（平成17年山都町条例第52号）により賦課徵収する町税等の賦課徵収等に関し特例を定めるものとする。

## (この条例を適用する税目)

第2条 この条例は、町に納税義務を負う個人又は法人に対し賦課徵収を行う次に掲げる町税等について適用する。ただし、第1号に掲げる町民税（県民税を含む。以下同じ。）及び第3号に掲げる国民健康保険税のうち特別徵収に係るものと除く。

- (1) 町民税
- (2) 固定資産税
- (3) 国民健康保険税

## (徵収方法)

第3条 前条の町税等の賦課は、同条各号の町税等の納税通知書となるべき一の納税通知書に併記して行うものとし、第1期分の納税通知書に併せて第2期分から第10期までの分の納税通知書により一括して通知するものとする。

2 前条の町税等の徵収は、普通徵収の方法による。

## (納期)

第4条 第2条の町税等の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 8月1日から同月31日まで
- 第4期 9月1日から同月30日まで
- 第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで  
第7期 12月1日から同月31日まで  
第8期 翌年1月1日から同月31日まで  
第9期 翌年2月1日から同月末日まで  
第10期 翌年3月1日から同月31日まで

- 2 町長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該全期間内において別に納期を定めることができる。
- 3 納税者は、前条第1項の納税通知書に記載された各町税等の額を第1項の納期の数で除して得た額を各納期に納付する。
- 4 前項の規定によって算定した各納期の納付額に100円未満の端数があるときは、その金額は、第1期に合算する。ただし、町長がこの規定により難いと認めたときは、分割納入させることができる。

(納期前納付)

第5条 納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

(督促)

第6条 督促状は、税条例の督促に関する規定にかかわらず、当該納期の未納額を1件として取り扱う。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

附 則 (平成18年12月18日条例第43号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月18日条例第20号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

# 単税方式への変更について

議案第104号 資料4

区分	現行	税システム標準化後
方式	集合税（3つの税を合わせて納税） <ul style="list-style-type: none"> <li>町県民税（住民税）※国の森林環境税</li> <li>固定資産税</li> <li>国民健康保険税</li> </ul>	単税（税目ごとに納税） <ul style="list-style-type: none"> <li>町県民税（住民税）※国の森林環境税</li> <li>固定資産税</li> <li>国民健康保険税</li> </ul>
納期	10期：6月～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>町県民税 4期：6月、8月、10月、1月</li> <li>固定資産税 4期：5月、7月、12月、2月</li> <li>国民健康保険税 10期：6月から3月</li> </ul>
納付書	納期ごとに3つの税を合わせた納付書（10枚）	税ごと、納期ごとに納付書（18枚） <ul style="list-style-type: none"> <li>町県民税 4枚</li> <li>固定資産税 4枚</li> <li>国民健康保険税 10枚</li> </ul>
根拠	<u>山都町税等の徴収等の特例に関する条例</u>	山都町税条例、山都町国民健康保険税条例
他団体状況	集合税10期：宇土市、宇城市 単税10期：甲佐町、美里町 単税4期（標準、国保10期）：御船町、嘉島町、益城町	単税4期（標準、国保10期）：宇土市、宇城市、甲佐町、御船町、嘉島町、益城町 単税10期：美里町
その他		納付方法切替時期：令和9年度 ※システムは令和8年度途中（10月）で切り替え（切替後に更正があった場合は単税で納付書発行、納期は10期のまま）

## 納期の比較

現行：集合税方式

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	納付書
町県民税													
固定資産税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	10枚
国民健康保険税													



変更後：単税方式

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	納付書
町県民税			1期		2期		3期			4期			4枚
固定資産税		1期		2期					3期		4期		4枚
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	10枚

※軽自動車税について 令和7年度から納付時期を4月から5月に変更

# 納稅通知書・納付書

現行：集合税方式

税目	送付内容			送付時期		
集合徵収 町県民税 固定資産税 国民健康保険税	納稅通知書	+	全期前納用 納付書 1 枚	+	期別納付用 納付書 10 枚	6 月中旬



変更後：単税方式

税目	送付内容			送付時期		
町県民税	納稅通知書	+	全期前納用 納付書 1 枚	+	期別納付用 納付書 4 枚	6 月中旬
固定資産税	納稅通知書	+	全期前納用 納付書 1 枚	+	期別納付用 納付書 4 枚	5 月中旬
国民健康保険税	納稅通知書	+	全期前納用 納付書 1 枚	+	期別納付用 納付書 10 枚	6 月中旬

# 単税化の理由と影響

## (理由)

- 費用と労力の軽減を図るのが情報システムの標準化。それは市町村ごとのカスタマイズ（個別の設定）をなくすこと

- 山都町CIO補佐（※）「市町村ごとのカスタマイズをやめるのが標準化。システム事業者がカスタマイズに応じるとしても、改修の費用が掛かる。法令改正のたびにカスタマイズが必要になる、ずっと費用が発生する」

（R6.3.25 山都町第3回DX推進本部会議において）

※CIO補佐：最高情報責任者補佐

- システム標準化の実施は地方公共団体の責務

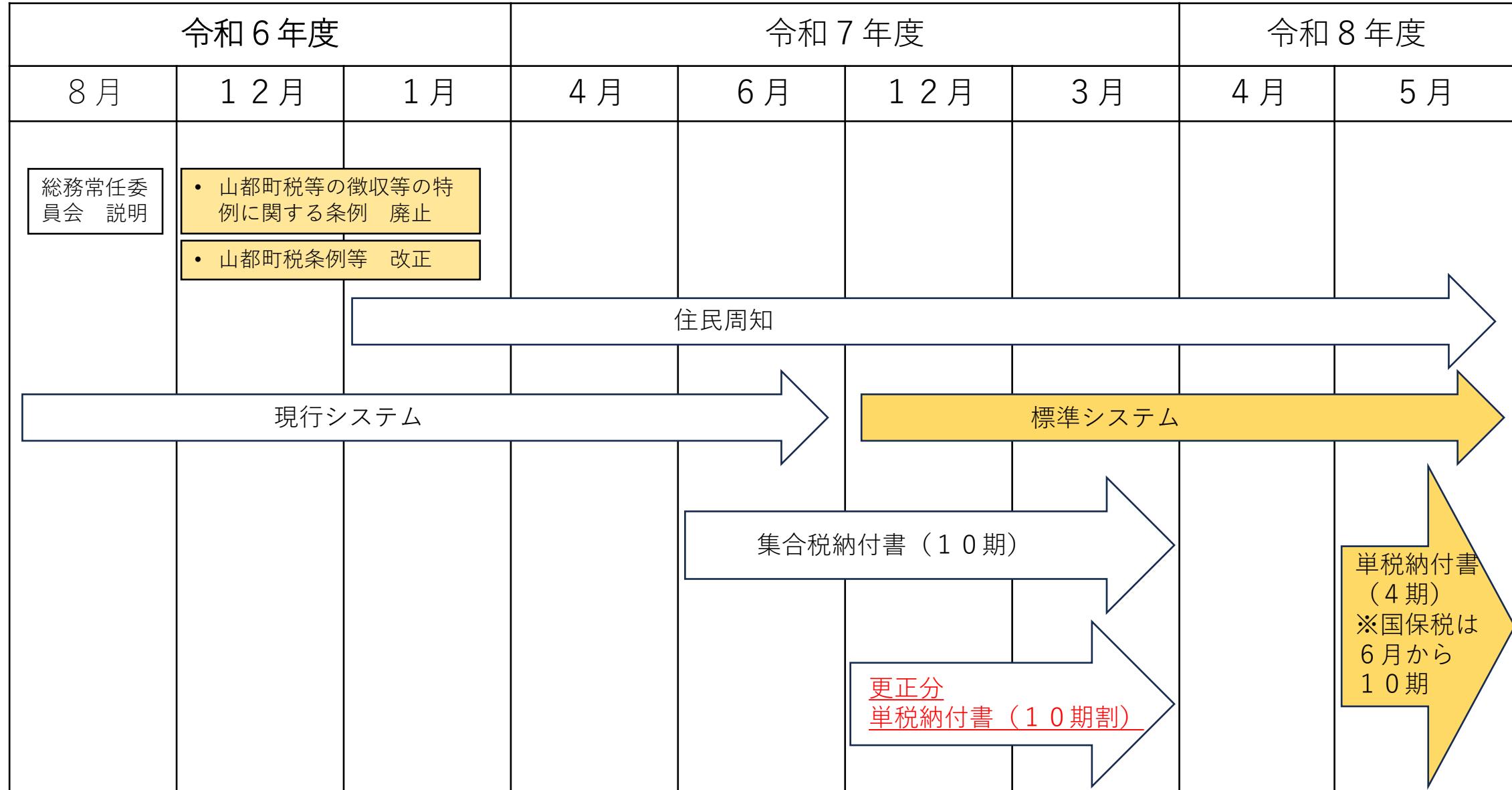
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第4条（国及び地方公共団体の責務）

第2項「地方公共団体は（略）地方公共団体の情報システムの標準化を実施する責務を有する」

## (影響)

- 1期ごとの負担額の増加
- 毎月の負担が一律にはならない
- 納付書の種類と枚数が増える
- 税目を選んでの納税の可能性

# 単税方式変更の予定 (当初予定: 令和7年12月8日)



# 単税方式変更の予定 (延伸後: 令和8年10月26日)

